

旭川医科大学公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学公印規程の一部を改正する規程

旭川医科大学公印規程（平成16年旭医大達第30号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。
※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(公印の名称，寸法及び公印管守責任者)</p> <p>第3条 本学において使用する公印の名称，寸法及び公印管守責任者は，別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>2 公印は，左横書きとする。</p> <p>(公印簿及び公印簿副本)</p> <p>第4条 公印管守責任者は，様式第1による公印簿を作成し，これを保管しなければならない。</p> <p>2 公印管守責任者は，その所管に係る公印が作成，改刻又は廃止されたときは，様式第2による公印簿副本を，総務課文書法規係に提出するものとする。</p> <p>3 公印簿副本は，総務課文書法規係長が保管するものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，令和6年12月1日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(公印の名称，寸法及び公印管守責任者)</p> <p>第3条 本学において使用する公印の名称，寸法及び公印管守責任者は，別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>2 公印は，左横書きとする。</p> <p>(公印簿及び公印簿副本)</p> <p>第4条 公印管守責任者は，様式第1による公印簿を作成し，これを保管しなければならない。</p> <p>2 公印管守責任者は，その所管に係る公印が作成，改刻又は廃止されたときは，様式第2による公印簿副本を，総務課文書法規係に提出するものとする。</p> <p>3 公印簿副本は，総務課文書法規係長が保管するものとする。</p>

別表第1（公印の名称，寸法及び公印管守責任者）

組織区分	公印の名称	寸法（m m平方）	公印管守責任者
(略)	(略)	(略)	(略)
病院	旭川医科大学病院印	28	経営企画課病
	旭川医科大学病院長の印	30	院総務係長
	旭川医科大学病院長の印（公費負担医療等の申請書，審査支払機関への請求書・総括表・再審査等請求書，重度身障者・母子医療請求書，患者に関する諸証明専用）	15	医療支援課医療支援係長
保健管理センター	旭川医科大学保健管理センターの印	25	学生支援課学生総務係長
	旭川医科大学保健管理センター長の印	23	

(略)

【改正理由】

事務局組織の改組に伴い，事務の業務効率化のため，病院及び病院長の印を経営企画課において保管・管理するため，公印管主責任者を変更するもの。

別表第1（公印の名称，寸法及び公印管守責任者）

組織区分	公印の名称	寸法（m m平方）	公印管守責任者
(略)	(略)	(略)	(略)
病院	旭川医科大学病院印	28	総務課文書法
	旭川医科大学病院長の印	30	規係長
	旭川医科大学病院長の印（公費負担医療等の申請書，審査支払機関への請求書・総括表・再審査等請求書，重度身障者・母子医療請求書，患者に関する諸証明専用）	15	医療支援課医療支援係長
保健管理センター	旭川医科大学保健管理センターの印	25	学生支援課学生総務係長
	旭川医科大学保健管理センター長の印	23	

(略)